

南小学校における感染防止に係る配慮事項について

令和2年6月

1 基本方針

3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避け、また、1つ1つの条件が発生しないよう配慮していきます。

2 具体的な配慮事項

登校時

- ・登校前に教室、廊下、トイレの窓を開け、換気を行います。
 - ・マスクの着用と、教室に入る前の石鹸での手洗いを指導します。
 - ・教師が、健康観察カードの内容を確認します。
- （記入漏れ等は検温をし、保護者に健康状態確認の連絡をします。体調不良は早退となります。）

授業等

- ・児童、教職員はマスクを着用して学校生活を行います。
- （個別の指導には、フェースシールドを着用します。）
- ・窓とドアを開けて、常に換気を行います。（エアコン使用時も。）
 - ・児童同士の座席の距離を保ち、同一方向を向いた座席配置とします。
 - ・体育の授業はマスクを外して、児童同士の距離を2m以上確保して行います。
- （ランニングは更に長い距離を確保します。）
- ・体育の授業や、児童が共用する器具を使用する授業の前後には、石鹸での手洗いを徹底します。
 - ・体育館を利用する場合は、呼気が激しくなるような運動は避け、2方向以上の窓等を広く開け、換気に努めて行います。

休み時間

- ・全ての遊具を使用可能とします。
- ・校庭で遊ぶ時は、マスクを外します。（着用も可とします。）
- ・教室に入る前に、石鹸での手洗いを行います。
- ・児童同士で、不要不急な接触をしないように指導します。

給食

- ・全員が泡石鹸で丁寧に手洗いを行います。
- ・配膳は給食当番が行います。
- ・給食当番は担任と健康観察を行います。（担任による健康状況観察と児童の自己申告によります。）
- ・座席の距離を保ったまま、同じ方向を向いて静かに食事をします。

清掃

- ・ 教室等の入口や窓を開けて換気を行い、マスクを着用し、しゃべらずに清掃します。
- ・ 教室、廊下、階段、昇降口、特別教室の、ほうき、ぞうきんがけ等による通常通りの清掃を行います。
- ・ 短時間で終了できるように、例えば、ぞうきんがけは1回にする等の工夫をします。
- ・ トイレや体調不良者用の部屋は職員が清掃します。（7月以降については検討しています。）
- ・ 終了後は、石けんによる手洗いを徹底します。

保健室

- ・ 発熱者用と軽症者やケガ人用のスペースに分けて使用します。
- ・ 発熱者や児童の迎えに時間のかかる場合は、別室で休養させます。

図書室

- ・ 休み時間の利用を停止し、授業中のみとします。利用の前後には手洗いを徹底します。（7月以降は緩和していく方向で検討しています。）

下校後

- ・ 多くの児童が手を触れる箇所（机、いす、ドア、手すり、スイッチ、蛇口、トイレのレバーなど）を教職員が消毒します。

その他

- ・ 感染症の正しい理解を深め、差別や偏見を含めた様々な誹謗中傷やいじめは絶対に許されないことを指導します。また、不安や心配を抱える児童へのケアや相談、支援を行っていきます。
- ・ 体調不良や感染症予防の観点から保護者が出席させないと判断した場合は出席停止扱いとします。